

令和2年7月定例教育委員会
議案説明資料

報告 1件

議案 2件

計 3件

番号	報告第13号	担当	学校教育部地域教育課
議案名	教育委員会の権限に属する事務の市長の補助機関である職員への委任及び調停に係る代理人の指定について		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>令和2年4月3日に羽曳野簡易裁判所に申立てがなされた教育委員会を相手とした調停事件について、当該調停に係る事務を処理させるため、市長と協議の上、次のとおり、市長事務局の職員を指定代理人として指定した。</p> <p>1 職員の職・氏名 総務部政策法務課主幹 増田 眞里</p> <p>2 指定日 令和2年7月6日</p> <p>3 市長と協議が整った日 令和2年6月30日</p> <p>(参考)</p> <p>上記調停に係る事務を処理させるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項の規定により、教育長において、下記の事務職員を指定代理人として指定した。</p> <p>1 職員の職・氏名 学校教育部長 横田 雅昭 学校教育部次長 岡林 美紀 学校教育部地域教育課長 前崎 哲 学校教育部地域教育課主幹 小山 栄治</p> <p>2 指定日 令和2年7月6日</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

地方自治法

〔事務の委任等〕

第一百八十条の七 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

番号	議案第24号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	令和3年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書(小学校)の採択について		
説明	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、令和3年度使用教科用図書について、令和元年度と同一の教科書を採択するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p>		



教 小 中 第 1177 号
令 和 2 年 4 月 15 日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

義務教育諸学校における令和3年度使用教科用図書の採択について（通知）

このたび、大阪府教育委員会は、大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき、標記採択事務についての基本事項を別添のとおり決めました。

つきましては、この基本事項に基づき教科用図書の採択事務処理を厳正に行い、適切に処理されるよう特に御配慮願います。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、令和2年5月15日（金）に開催の教科書採択事務主催者会等において説明する予定です。（新型コロナウイルス感染症の状況によって日程等が変更になる場合もあります。詳細は追って連絡します。）

連絡先

担 当 市町村教育室 小中学校課
学事グループ 西井

電 話 06-6941-0351 （内線3425）

F A X 06-6944-3826

E-mail NishiIT@mbox.pref.osaka.lg.jp



元初教科第39号
令和2年3月27日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
中野理美



(印影印刷)

令和3年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和2年3月27日付け元文科初第1807号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係
電話 03 (5253) 4111 内線 2411

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和2年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

全ての教科書について新たに採択を行うこと。

(3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和3年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度，能力・特性に最もふさわしい内容（文字，表現，挿絵，取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており，教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書，図鑑類，問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や，採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については，前年度の実績を考慮するなどし，高額なものに偏ることのないようにすること。

（オ）別途送付している「令和3年度用一般図書一覧」（令和2年3月

2 日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和2年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、令和3年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和2年3月27日付け元文科初第1806号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、例年どおり、6月10日以降の最初の金曜日である6月12日から14日間(法定展示期間)開催すること(令和2年文部科学省告示第10号)。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよ

う工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。
なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用

する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。

- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。
 - ① 採択地区変更に係る告示の写し
 - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
 - ③ 採択地区変更に係る理由書
 - ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類
- (3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談する

こと。

- 7 中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて
中学校については令和3年度から、高等学校については令和4年度から、新しい学習指導要領が実施される予定となっており、令和2年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦）		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	
学校種別等区分												
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎	
	採択		△			▲	△	△				
	使用開始			○			●	○	○			
中学校	検定		◎			◆	◎	◎				
	採択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
高等学校	主として 低学年用	検定			◎			◎	◎			
		採択				△			△	△		
		使用開始	○								○	○
	主として 中学年用	検定				◎			◎	◎		
		採択	△				△				△	△
		使用開始		○				○				○
	主として 高学年用	検定	◎				◎				◎	◎
		採択		△				△				△
		使用開始			○				○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項

1 市町村教育委員会における採択の基準について

- (1) 小学校及び義務教育学校前期課程（以下、「小学校」という。）の令和3年度使用教科用図書については、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下、「附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和2年使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和元年度の採択基準に準じて行うこと。
- (2) 中学校及び義務教育学校後期課程（以下、「中学校」という。）においては、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、令和3年度使用教科用図書の採択の基準を次のとおりとする。
- ア 採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や生徒の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択すること。
- イ 大阪府教育委員会（以下、「府教育委員会」という。）が別に提示する種目ごとの中学校教科用図書選定資料を活用すること。
- ウ 2以上の町村を併せた地域で構成された採択地区（以下、「共同採択地区」という。）の関係町村教育委員会が採択する場合には、2（1）に定める教科用図書採択地区協議会運営要領によること。
- エ 指定都市並びに1市1採択地区（以下、「単独採択地区」という。）の教育委員会が採択する場合には、2（2）に定める教科用図書選定委員会運営要領によること。
- (3) 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合の基準を次のとおりとする。
- ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を採択すること。
- イ 文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び、別に提示する中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が平成29年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

2 採択地区協議会並びに選定委員会運営要領について

- (1) 教科用図書採択地区協議会運営要領

共同採択地区内の関係町村教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定により教科用図書採択地区協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、協議により定めた規約のほか、次の要領によって運営すること。

- ア 協議会は教科用図書の調査及び研究を行い、関係町村教育委員会の諮問に応じて答申すること。
- イ 協議会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の指導・助言を求めることができる。
- ウ 専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。
- エ 調査員は、関係町村教育委員会の事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうちから、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を委嘱・任命すること。
- オ 調査員の数は、協議会が種目ごとに定めること。
- カ 調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を「キ」による調査研究委員会又は協議会に報告すること。
- キ 協議会は、調査員の作成資料を整理検討するため、必要に応じ調査研究委員会を設けることができる。
- ク 調査研究委員会は、調査員、小・中学校の校長・教員、教育委員会の事務局職員のうちから、協議会が委嘱した委員で組織すること。なお、府教育庁職員の助言を求めることができる。
- ケ 調査研究委員会は、教科用図書の選定に関する意見を協議会に具申すること。
- コ 協議会の委員、調査員、調査研究委員会の構成員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者であること。なお、別紙様式1による誓約書を所属の教育委員会に提出させること。
- サ 令和3年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、それぞれの所属する教育委員会または協議会に申し出ることができるものとする。

(2) 教科用図書選定委員会運営要領

単独採択地区の教育委員会は、教科用図書選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、次の要領によって運営すること。

- ア 委員会は、教科用図書の調査及び研究を行い、教育委員会の諮問に応じて答申すること。
- イ 委員会は、教育委員会が教育委員会事務局職員、管内義務教育諸学校の校長・教員、市立の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうちから任命又は委嘱した委員をもって組織すること。
- ウ 委員会の会議において必要な場合には、府教育庁職員の助言を求めることができる。
- エ 委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くこと。
- オ 教育委員会は、事務局職員並びに所管する小・中学校の校長・教員のうち、当該教科についてすぐれた専門的知識を有する者を調査員に委嘱・任命すること。
- カ 調査員の数は、委員会が種目ごとに定めること。
- キ 調査員は、採択が適正に行われるために、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書

選定資料を活用し必要な調査検討を行い、適切な資料を委員会に報告すること。

ク 委員会の委員、調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない者であること。

なお、別紙様式2による誓約書を提出させること。

ケ 令和3年度に使用する教科用図書の採択に関する学校及び教科等研究会の意見については、校長又は研究会の代表者を通じ、資料を付して、教育委員会または委員会に申し出ることができるものとする。

コ 委員会及び調査研究に要する経費については、教育委員会が負担すること。

3 国立・私立学校における採択について

- (1) 小学校の令和3年度使用教科用図書については、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、令和2年使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければならないこと。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和元年度の採択基準に準じて行うこと。

ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立小学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。

- (2) 中学校の令和3年度使用教科用図書の採択については、附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用すること。

ただし、学校教育法施行規則第50条第2項の規定により、道徳に代えて宗教を教育課程に編成する私立中学校の場合、道徳を採択する必要はないこと。

- (3) 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の採択については、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。その際、小学校については、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料を、中学校については、別に提示する中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合には、府教育委員会が平成29年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

4 府立の義務教育諸学校における選定について

- (1) 府立中学校における令和3年度使用教科用図書の選定については、府教育委員会が別に提示する中学校教科用図書選定資料を活用すること。

- (2) 府立支援学校の小・中学部における選定についての基準を、次のとおりとする。

ア 児童・生徒の障がいや発達の状況を考慮し、最も適切な教科用図書を選定すること。

イ 障がいを有する児童・生徒の教育に当たっては、同一の学習集団において同一の教科用図

書を使用するのが望ましいので、このことに留意して選定すること。

ウ 附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校・学級用）の選定にあたっては、文部科学省の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮すること。その際、府教育委員会が令和元年度に提示した小学校教科用図書選定資料及び、別に提示する中学校教科用図書選定資料を参考にすること。また、これら以外の一般図書（特別支援学校・学級用）を選定する場合には、府教育委員会が平成29年度に提示した附則第9条関係教科用図書選定資料を活用すること。

5 採択の公正確保について

採択の適正を期するため、静ひつな採択環境を確保し、宣伝活動等に影響されることなく、自主的な調査研究により公正な採択を行うこと。

番号	議案第25号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	令和3年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書（中学校）の採択について		
説明	<p>学習指導要領の改正により、中学校の令和3年度使用教科用図書について、全ての教科について新たに採択するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		